

令和2年2月21日  
 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会  
 (改定日：平成28年10月25日)

## 令和2年度市町村からの引き取り品質ガイドライン（ガラスびん）

このガイドラインは、再商品化事業者が分別基準適合物の再生処理にあたり、市町村から引き取る際の品質の目標を示します。令和2年度については、下記の基準を用います。

### 1. ガラスびんに求められる引取り形態

- ① 無色・茶色・その他の色の3区分に色分けされていること。
- ② 色毎に10トン車1台程度単位の搬出ができる量が確保されていること。

### 2. ガラスびんの品質

異物の区分	異物の混入許容値 (※ガラスびん1トンの混入g数)	許容範囲の目安	
①びんのキャップ	アルミニウム	30g	28mm口径のアルミキャップ <sup>°</sup> で20個程度 50mm口径のスチールキャップ <sup>°</sup> で10個程度
	スチール	50g	
	その他の金属	50g	28mm口径のプラスチックキャップ <sup>°</sup> で130個程度
	プラスチック	500g	
②陶磁器類の混入	30g	湯飲み茶碗の小さな破片1個程度	
③石・コンクリート・土砂類の混入	30g	陶磁器類と同程度の分量が目安	
④無色ガラスびんへの他の色混入	500g	720ml酒類びん1本程度	
⑤色ガラスびんへの他の色ガラスびんの混入	1000g	720ml酒類びん2本程度	
⑥ガラスびんの中の中身残り・汚れ	0	さっと水洗いした状態が好ましい	
⑦ガラスびんと組成の違う異質ガラス等の混入	0	調理器、食器、クリスタルガラス、電球、光学ガラス等が混入していないこと	
⑧プラ・PET・缶・紙等の容器の混入	0	他素材は混ぜないで	

※ ガラスびん1トンとは720ml酒類びんで約2000本になります。

### 3. 分別上の留意点

- ① 分別基準適合物になるガラスびんは飲料水・食品・酒類・ドリンクなどの内容物が入っているガラスびんです。  
 (注) 劇薬等が入っていたびんは資源化の過程で作業者にガス発生等の影響があるので対象外です。
- ② 無色ガラスびんがスリガラス加工されたガラスびんは無色ガラスびんに区分します。  
 (注) 口部を見ると判別できます。
- ③ はっきりとした無色と茶色以外の中間色はその他の色に分別収集してください。  
 (例：リキュール、ブランデーなどのスモーク、イエロー、輸入ワインびんに見られる緑と茶の中間色)
- ④ 哺乳びんは組成が耐熱ガラスです。混入させないでください。
- ⑤ 食料調味料に使われている打栓式のキャップは無理に取らなくても構いません。
- ⑥ 化粧品用のガラスびんの組成は、一般のガラスびん（ソーダ石灰素材）と同じですので、通常通り分別収集を行ってください。
- ⑦ 陶磁器と似ている乳白色のガラスも、混ぜないでください。再商品化事業者が陶磁器と区別が出来ません。

以上